

# 給与規定

(目的)

第1条 この規程は、2020 休眠預金事業通常枠「麒麟のまち地域食堂ネットワーク構築事業」の給与取り扱いについて定めるものである。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、時間給、時間外勤務手当、通勤手当とする。

2 給与の支給水準は別紙に定める。

(給与計算期間および支給日)

第3条 給与は、2021年11月1日～2024年2月1日までを給与計算期間とする。

2 給与は毎月21日に支給する。ただし、支給日当日が休日にあたるときは、その前日に支払う。

3 時間外手当については法令通り

(支払方法)

第4条 給与は本人の指定する本人名義の口座へ振り込む。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、別途定める。

付 則

(実施期日)

この規程は、2021年11月1日から実施する。

(別表)

月給	175,000 円
時給	1,000 円

(別表2 通勤手当)

(交通用具使用者の場合)

片道あたり以下の額を支給する。ただし週5日勤務以外の者は、日額を適用する。

片道の通勤距離	通勤手当
2 k m以上 5 k m未満	2,000 円
5 k m以上 10 k m未満	4,200 円
10 k m以上 15 k m未満	7,100 円
15 k m以上 20 k m未満	10,000 円

(公共交通機関利用者の場合)

通勤に要した交通費の最低月額が10,000円以内の場合はその額を支給する。